

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職及び職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 所長は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は経営企画部地域振興センター所長を、副所長は広域振興局経営企画部（<u>県南広域振興局にあっては、総務部</u>）又は経営企画部地域振興センターの総務課長をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>5 [略]</p> <p>(事務処理の代決及び専決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、副所長がその事務を代決する。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 所長は広域振興局経営企画部長（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は経営企画部地域振興センター所長を、副所長は広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの総務課長（<u>県南広域振興局にあっては、総務部総務課長及び総務部総務センター所長</u>）をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、<u>あらかじめ定める順位により</u>、その職務を代理する。</p> <p>5 [略]</p> <p>(事務処理の代決及び専決)</p> <p>第4条 所長が不在のときは、副所長がその事務を代決する。 <u>ただし、岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所（以下「県南出張所」という。）の副所長にあっては、次の各号に掲げる副所長の区分に従い、当該各号に定める職員及び区域に係るものに限る。</u></p> <p>(1) <u>県南広域振興局総務部総務課長をもって充てる副所長</u> <u>県南出張所に置かれる職員（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）並びに北上市、遠野市、奥州市、和賀郡及び胆沢郡の区域</u></p> <p>(2) <u>県南広域振興局総務部花巻総務センター所長をもって充てる副所長</u> <u>県南出張所に置かれる職員（県南広域振興局総務部花巻総務センター及び中部教育事務所に属する職員をもって充てるものに限る。）及び花巻市の区域</u></p> <p>(3) <u>県南広域振興局総務部一関総務センター所長をもって充てる副所長</u> <u>県南出張所に置かれる職員（県南広域振興局総務部一関総務センター及び県南教育事務所に属する職員をもって充てるものに限る。）並びに一関市及び西磐井郡の区域</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 県南出張所の副所長に係る前項の規定の適用については、</p>

第1項ただし書の規定を準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。